



平成29年10月に改正育児・介護休業法が施行されます。これに伴い、就業規則や育児介護規程の見直し、労使協定の締結など各種対応が必要となります。今回は『育児休業』に要点を絞り、H29年1月改正内容のおさらいと併せて、ご説明します。

また、後半では、最近何かと話題になることが多い、外国人の技能実習制度について詳しくご説明します。

テーマ① 育児休業に関する改正のまとめ

■平成29年1月改正内容のおさらい

育児休業等の対象となる子の範囲が拡大され、特別養子縁組の看護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに、育児休業の対象となることとなりました。

それぞれの詳細は以下となります。

1. 特別養子縁組の看護期間にある子

【定義】

特別養子縁組を成立させるために養親となる者が、養子となる者を6ヶ月以上の期間、現実に監護しているときの当該期間にある者

【ポイント】

特別養子縁組を成立させるためには、6ヶ月以上の期間監護した状況を考慮し、家庭裁判所が判断をする決まりがあり、この期間についても育児休業と認めることになりました。

【手続き上の添付書類】

家庭裁判所から発行される事件係属証明書

2. 養子縁組里親に委託されている子

【定義】

養子縁組里親（児童福祉法6条の4による）に都

道府県知事より委託されている者

【ポイント】

保護者のいない、もしくは保護者に監護されることが不適当な児童の養育を希望し、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めていることが必要となります。

委託前の一時的な預かりや長期外泊、交流期間は育児休業として認められていません。

【手続き上の添付書類】

・役所から発行される委託措置決定通知書

3. 上記に準ずる子

【定義】

特別養子縁組により養親になろうとする者又は養子縁組里親に準ずる者として厚生労働省令で定める者（児童相談所長）に厚生労働省令で定めるところにより委託されている者

【ポイント】

具体的には、養子縁組里親委託決定を出す段階になってから、実親（等の親権者）が反対したため、やむなく養育里親として委託することになった者が該当となります。

【手続き上の添付書類】

児童相談所長から発行される証明書

上記の内容が改正されたことによる、変更後の就業規則や各種規程について、改めて周知していきましょう！

■平成29年10月改正内容のまとめ

① 育児休業期間の延長

・1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れられない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を『最長2歳まで』延長できる。

・上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長する。

【改正の趣旨】

保育所に入れられない等の理由で、やむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐこと。

② 育児休業制度等の個別周知

事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業に関する定めを周知に努めることを規定。

【改正の趣旨】

育児休業の取得を希望しながら、育児休業を取得しにくい職場の雰囲気や理由に、取得を断念することがないようにすること。

③ 育児目的休暇の新設

事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けることに努めることを義務付ける。

【改正の趣旨】

男性の育児参加を促進すること。

上記のように改正される見込みです。就業規則や各種規定の見直しへ向けて準備が必要です。

テーマ② 外国人技能実習制度について

開発途上国等の先進国の進んだ技能・技術・知識を修得させようとするニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れ、技能等を修得してもらう制度です。

■外国人技能実習制度とは

技能実習制度は、最長3年の期間において、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟をすることを内容とするものです。大きく企業単独型と団体監理型に別けられます。

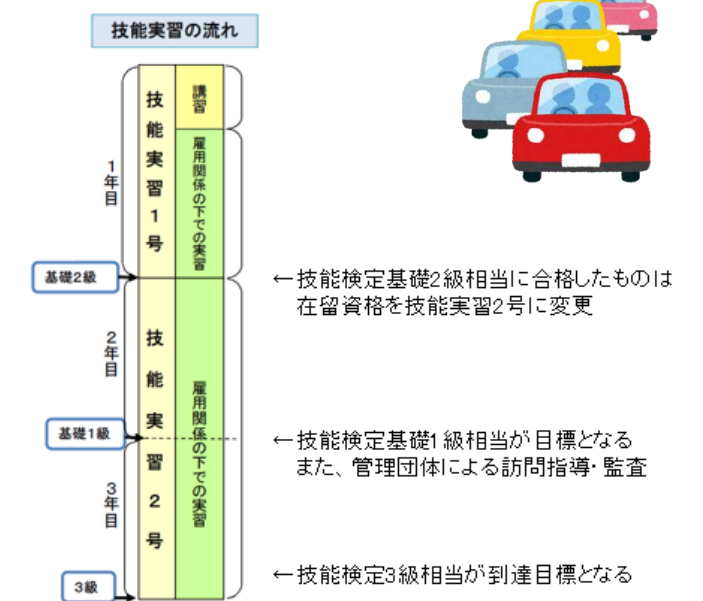
〈企業単独型〉

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

〈団体監理型〉

非営利の管理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

■技能実習の流れ



SATOコラム

弊社ホームページの採用情報が、この春、リニューアルされました。

トップからのメッセージや従業員へのインタビュー記事が掲載され、写真も充実しました。職場の雰囲気や、仕事の内容等、SATO 社会保険労務士法人がどんな会社なのかを分かりやすく紹介しております。従業員のインタビューでは、入社して苦労したことや、仕事が楽しいと感じたエピソード、会社の好きなところについても語っております。また、会社のイベントの様子も垣間見ることができますので、是非一度ご覧ください！

<http://recruit.sato-group-sr.jp/>

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒060-0906

北海道札幌市東区北六条東2丁目3番10号

TEL: (011) 351-3010

